

令和 6 年度 東京都社会福祉協議会
保育士修学資金 貸付申込みのしおり

〔目次〕

制度概要・申込関係のご案内	1
従事先施設一覧	8
生活扶助基準額一覧	9
貸付申込書記入例	11

令和6年度 東京都社会福祉協議会 保育士修学資金 貸付申込みのしおり

<制度概要>

1 趣旨

保育士養成施設（以下、養成施設という）に在学する方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

2 貸付内容

(1) 貸付額

- | | |
|--------------|---|
| ①修学資金 | 月額5万円以内 総額120万円以内 |
| ②入学準備金・就職準備金 | 各20万円以内（任意） |
| ③生活費加算 | 生活扶助基準額の居宅（第1類）をもとに、申込者の貸付申請時における居住及び年齢に対応する区分の額に相当する額（1,000円未満切捨て）以内 |

- (2) 貸付期間 原則2年間とする。ただし、修学期間が2年間を超える場合には、2年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間とすることができます。

- (3) 利子 無利子

- (4) 交付 年2回（原則は、前期6ヶ月分、後期6ヶ月分）

3 返還免除（次の①～⑤をすべてを満たしていること）

①養成施設を卒業した日から1年以内に、

②保育士登録を行い、

③東京都内の従事先施設等（対象は8ページの一覧の種別のみ）において、

* 東京都外の被災4県（岩手県、宮城県、福島県、熊本県）の従事先施設等も対象になります。

④5年間継続して（過疎地域等で従事した場合または中高年離職者の場合は3年間）、

* 「継続して」とは、月と月の間をあけないこと（月を単位として継続していること）です。例えば3月に退職した場合、4月中に再就職し従事を開始しないと継続したことになりません。

* 過疎地域等…過疎地域、離島及び中山間地域等のこと。都内では、あきる野市の戸倉地区及び小宮地区（あきる野市戸倉・養沢・乙津）、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村が該当。

* 中高年離職者…養成施設入学時点において45歳以上で、かつ離職して2年以内の方

⑤保育士業務に従事した場合

* 非常勤職員の場合は年間180日以上勤務する必要があります。

4 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

①養成施設卒業後1年内に都内の従事先施設等において保育士業務に従事しているとき

②修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき

③災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき

5 返還（上記3または4に該当しないときは返還になります）

- (1) 返還期間 貸付を受けた月数の2倍に相当する期間内（返還事由発生月の翌月より開始）

* 入学準備金または就職準備金のどちらか一方のみを借り入れた場合は8ヶ月、両方を借り入れた場合は16ヶ月延長可

* 生活費加算を受けた場合は、生活費加算の貸付を受けた月数の2倍に相当する期間延長可

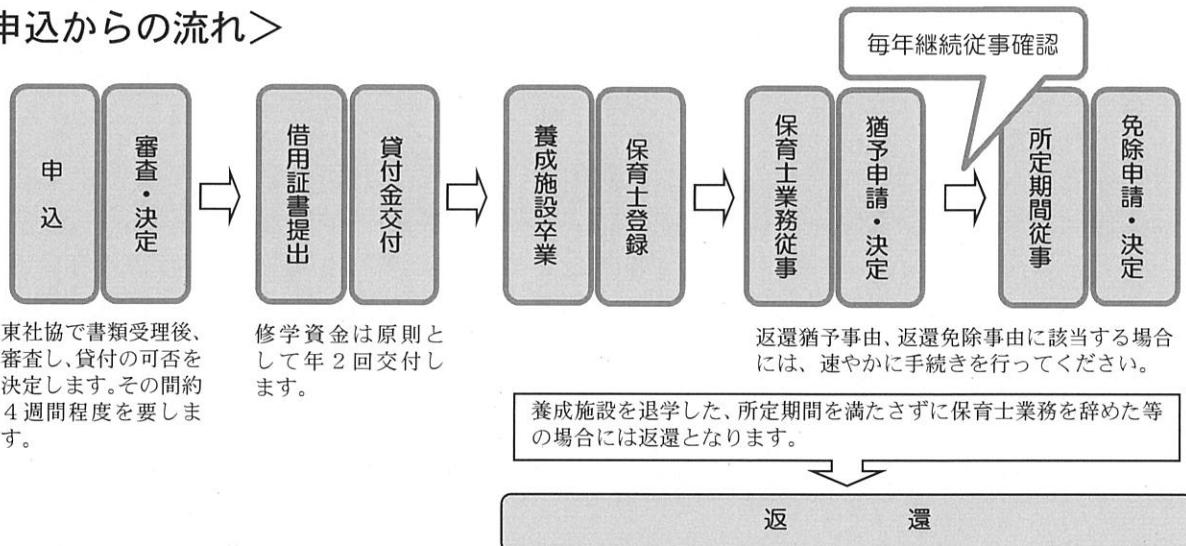
- (2) 返還方法 月賦、半年賦、年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）

- (3) 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

6 申込み及び貸付決定

養成施設長の推薦を受け、養成施設を通じて東京都社会福祉協議会（以下、東社協という。）にお申込みください。東社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定し通知します。

<申込からの流れ>



<申込みについて>

1 申込者

(1) 申込者の要件（令和3年度～令和6年度に養成施設に入学し在学中で、次の①～⑤の要件をすべて満たしていること）

①都内に住所を有している（住民登録している）

または 在学中の養成施設（通信制を除く）の所在地が都内

②学業が優秀である

③家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる

* 申込の段階での所得制限はありませんが、予算枠を超過する数の申込があった場合、所得の低い方から優先的に貸与する場合があります。

* 貸付申込書に生計を一にする家族の前年の収入額をご記入いただきます。

* 「生計を一にする家族」について

- ・「生計を一にする家族」とは「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」のことです。前年の源泉徴収票や確定申告書等に記載された被扶養者等の氏名の状況で確認します。

- ・申込者が扶養されている場合、「扶養者」、「申込者」、「扶養者が申込者以外に扶養している家族」が、生計を一にする家族となります。

- ・親や配偶者と同居していても、申込者に収入等があって、親や配偶者の扶養に入っていない場合は、親や配偶者と生計を一にすることにはなりません。

- ・親や配偶者と別居していても、申込者が親や配偶者の扶養に入っている場合は、親や配偶者と生計を一にすることになります。

- ・申込者が扶養者である場合は、申込者が扶養している家族が該当します。

- ・確定申告書の「事業専従者」は生計を一にする家族に該当します。

* 「前年の収入額」は、各自の源泉徴収票または確定申告書の金額をご記入ください。証明書類の提出は原則不要です。（審査の過程で必要な場合は提出を依頼することができます。）

④他県が実施する保育士修学資金を借りていない

⑤卒業後、以下の区分ごとに示した年数以上、都内の従事先施設等（対象は8ページの一覧の種別のみ）において継続して保育士業務に従事する意思がある

- ア) 過疎地域等で従事または中高年離職者 3年
- イ) 上記以外 5年

*過疎地域等の詳細は<制度概要>の3をご参照ください。

※申込者は、65歳までに保育士業務従事による返還免除を受けられる年齢であることが望ましいとしています。従事先施設等においては、定年年齢（継続雇用制度も含め）を65歳としているところが多く、その年齢を超えて保育士業務に従事することが難しい状況にあるためです。

※申込者の国籍は問いませんが、申込者の要件を満たせない場合（卒業後保育士業務に従事可能であることが確認できない在留資格の場合等）は貸付できません。以下の場合は申込可能です。

- ・申込時点の在留資格が「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の場合
- ・申込時点の在留資格が「家族滞在」で「定住者」への変更予定が客観的に確認できる場合（変更申請意思と日本の中高の卒業証明書等の写しが確認できる場合）

※生活保護受給者への貸付については、貸付申込に際し、本貸付金が収入として認定されないことの確認を福祉事務所に行います。貸付申込にあたっては事前に福祉事務所のケースワーカーに必ずご相談ください。福祉事務所長の意見書をご提出いただく場合があります。なお、保育士養成施設入学前に生活保護受給者が申込みをしようとする場合は、事前に東社協へご連絡ください（提出書類等が若干異なるため個別にご案内いたします）。

(2) 生活費加算を受ける場合の要件（上記（1）の要件に加え、次のいずれかを満たしていること）

①貸付申請時において生活保護世帯に存する者

*生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。貸付申請時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を受ける場合、生活保護の廃止または世帯分離を行い、生活保護の適用がないことの確認を行います。

②申込者（申込者が被扶養者の場合は扶養者）が前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた

*以下ア～エは状況だけでなく根拠条文も該当している必要があります。

ア) 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

イ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

カ) 国民年金法第89条または第90条に基づく国民年金掛金の減免

エ) 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

※修学資金とは別に養成施設在学中の生活費の一部に充当する費用として、生活費加算を受けることができます。

※生活費加算は貸付期間内の東社協の貸付申込締切日の属する月以降からの貸付となります。

※修学資金の貸付けを受けずに、生活費加算のみを申込むことはできません。（修学資金の借入希望期間内のみ生活費加算の借入を希望することができます。）

※養成施設入学後に転居をする場合は、転居後の居住地の級地区分に基づく額を生活費加算として貸付けます。（転居後の居住地の住民票を提出する必要があります。）

※一度貸付決定した方について、貸付期間中に転居、加齢等により級地区分が変更になった場合でも、加算額の変更はしません。

(3) 中高年離職者について

①申込者が養成施設入学時点において45歳以上、かつ離職して2年以内の場合は、中高年離職者として扱います。

②この場合、返還免除に関わる従事期間が3年間となります。

③貸付決定した後に、中高年離職者として申告いただいても承認することはできません。

(4) 申込者が未成年者（18歳未満）の場合について

- ①未成年であることの判断は申込締切日時点を基準とします。
- ②申込者が未成年者の場合は、貸付申込みに関して親権者の同意が必要となります。
- ③同意については、貸付申込書の「親権者等法定代理人の同意欄」に親権者等法定代理人ご自身による署名捺印があることをもって確認します。
- ④親権者等法定代理人は原則連帯保証人となります。
- ⑤未成年の申込者が、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合には、養成施設を通じてご連絡ください。その場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書を提出いただき、法定代理人以外の者で基準以上の収入を有する者1名を連帯保証人として立てていただきます。

2 連帯保証人

(1) 連帯保証人の要件（次の①②の要件をすべて満たしていること）

- ①次の基準以上の収入を有する成年者である

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
平均月額	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円
世帯人員	6人	7人	8人	9人	10人
平均月額	459,000円	513,000円	558,000円	603,000円	648,000円

*「世帯人員」は連帯保証人本人を含めた人数（「連帯保証人+連帯保証人の被扶養者」の人数）です。

*「基準以上の収入」は前年の収入で確認します。

- ②この修学資金について、他に保証していない（他の修学生の連帯保証人になっていない）

※申込者が未成年の場合は、連帯保証人として、原則、親権者等法定代理人（同一生計で可）1名を立てること。ただし、親権者等法定代理人に上記①の基準以上の収入がない場合は、親権者等法定代理人とは別にもう1名成年者を連帯保証人に立てること。

※上記要件を満たせる場合、連帯保証人の年齢及び国籍は不問です。但し、外国籍の場合は在留資格に応じて追加の確認（帰国の予定がないか等）をする場合があります。なお、本会からの各種通知等は日本語のみ、引落口座は国内口座のみの対応です。外国語でのご案内等はできません。

※貸付決定後、契約前（借用証書提出前）に連帯保証人を変更することは原則できません。

※貸付決定後、印鑑登録証明書をご提出いただきます。

3 申込方法

- (1) 貸付申込書は、在学する養成施設より入手してください。
- (2) 貸付申込書を記入の上、必要書類を添付して、養成施設に提出してください。養成施設にて推薦状を添付し、東社協に送付します。
- (3) 養成施設から東社協への書類提出期限は養成施設に周知しています。詳細は養成校にお問い合わせください。
- (4) 提出期限までに連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みは受理されませんのでご了承ください。

4 貸付申込書類記入上の注意

- (1) 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。熱により消せるボールペンは使用しないでください。
- (2) 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。
- (3) 貸付申込書の署名欄は、各該当者ご自身による署名捺印が必要です。
- (4) 申込者が未成年者の場合、貸付申込みに関して親権者等法定代理人の同意（貸付申込書の「親権者等の同意欄」への親権者ご自身による署名捺印）が必要です。
- (5) 貸付申込書に記入漏れ・押印漏れ等がないかを確認してください。
- (6) 必要書類がすべて整っていることを確認し、「必要書類確認表」にチェックを入れてください。

<必要書類について>

申込者は、以下の必要書類を整え、養成施設に提出してください。

必要書類	備考	
申込者		
保育士修学資金貸付申込書	・記入漏れ・押印漏れはないか ・親権者同意欄は自身が署名捺印 ・訂正は二重線で消し、訂正印	
住民票（締切日から3ヶ月以内発行・コピー不可）	申込書に記入した現住所の住民票	
修学費用状況証明書	養成校と確認の上作成（養成校の証明が必要）	
他の奨学生等を利用している場合、借入れ状況（期間、金額等）が確認できる資料	例：奨学生証	
中高年離職者の場合		
雇用保険被保険者離職証明書		
離職先の会社等による離職証明書等		
その他〔 〕		
生活費加算を申請する場合		
（右記根拠法等が確認できるもの）	生活保護受給証明書	申込み後、生活保護の適用がなくなったことが確認できる書類を別途提出
	非課税証明書	地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税又は地方税法第323条に基づく市町村民税の減免を受けていることが確認できること
	国民年金保険料免除決定通知等、事実を証明する書類	国民年金法第89条または第90条に基づく減免であることが確認できること
	国民健康保険一部負担金減額免除徴収猶予決定通知書等、事実を証明する書類	国民健康保険法第77条に基づく減免猶予であることが確認できること
申込者と生計を一にする家族 ※対象者については2ページの説明をご確認ください。		
住民票（締切日から3ヶ月以内発行・コピー不可）	申込書に記入した現住所の住民票	
連帯保証人		
前年の収入を証明する書類		
いすれか	源泉徴収票の原本	写しは不可
	確定申告書の第一表・第二票の写し	税務署の受付がわかるもの
	住民票（締切日から3ヶ月以内発行・コピー不可）	申込書に記入した現住所の住民票
親権者（申込者が未成年の場合）		
住民票（締切日から3ヶ月以内発行・コピー不可）	申込書に記入した現住所の住民票	

※申込締切日は申込時期により異なります。詳細は養成校へお問合せください。

(注 1) 連帯保証人の収入を証明する書類について

- ①確定申告書の写しを提出する場合は、税務署の受付印があることとし、「第一表」「第二表」とも提出してください。
- ②確定申告をWEB申請で行った場合、申告データに受信通知を印刷したものを添付し、提出してください。
- ③入学前申込で確定申告書の前年分が間に合わない場合のみ、前々年分での提出が可能です。
- ④年金収入の場合、「年金収入の源泉徴収票」の原本を送付ください。(源泉徴収票以外の通知書等は不可です。)
- ⑤源泉徴収票原本または確定申告書の写しでご提出ください。真にやむを得ない場合のみ、源泉徴収票原本または確定申告書の写しが提出できない理由等のメモを付して、課税証明書(区市町村で発行)等、前年の収入額と世帯人員数が明確に確認できる書類をご提出ください。但し、提出内容によっては申請後追加の問合せをする場合があります。

(注 2) 住民票について

- ①養成施設入学のために他県より都内へ転入した場合は、転入後の住所により申込むこととし、住民票も転入後のものを提出してください。
- ②貸付申込時に①の手続きが間に合わない場合は、住民票の移動を条件に貸付の可否を決定します。
- ③申込者、生計を一にする家族、親権者、連帯保証人のうち複数名が記載されている場合は、その分の住民票を兼ねることができます。
- ④外国籍の場合は在留資格が明記された住民票をご提出ください。在留資格の種類により追加書類等を依頼する場合があります。

(注 3) マイナンバー(個人番号)の記載がある書類について

- ①住民票など、書類を取り寄せる段階で個人番号(マイナンバー)欄の記載がない状態のものを選択できる場合には、個人番号(マイナンバー)欄のないものを準備してください。
- ②個人番号(マイナンバー)が記載されている書類の場合には、必ず番号をマスキングの上、提出してください。

<その他留意事項>**1 貸付額について**

- ①貸付額は月額5万円、総額120万円を範囲内として、正規の修学期間内に必要な額を貸付けることが可能です。

(例) 在学期間のうち2年間借り入れする場合：120万円÷24ヶ月=月額5万円
 在学期間のうち3年間借り入れする場合：120万円÷36ヶ月=月額3万3千円
 在学期間のうち4年間借り入れする場合：120万円÷48ヶ月=月額2万5千円

- ②入学準備金または就職準備金のみの貸付はできません。
- ③修学資金及び入学準備金は、令和6年4月に遡及して貸付けることが可能です。
- ④令和6年3月以前の入学者については、入学準備金の貸付はできません。
- ⑤就職準備金は、就職活動を予定している場合で必要な方は申し込みできます。

2 他の奨学金等との併用について

基本的に、使途が本資金と同様の国庫による資金や事業は併用不可、民間の各種資金等は併用可能です。詳細は以下のとおりです。

	併用		修学費用状況証明書への記載 (修学費用からの控除) ※4	
	可能	不可能	必要	不要
① 高等教育の修学支援新制度 ※1	●		●	
② 日本学生支援機構の奨学金（貸与型）	●		●	
③ 日本政策金融公庫の教育ローン	●		●	
④ 自治体が実施する修学資金	●		●	
⑤ 他県が実施する保育士修学資金 ※2		●	—	—
⑥ 生活福祉資金における教育支援資金		●	—	—
⑦ 母子及び父子福祉資金における修学資金等 (本修学資金と使途が同じもの)		●	—	—
⑧ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金		●	—	—
⑨ 職業訓練（雇用保険法）		●	—	—
⑩ 教育訓練給付制度（雇用保険法）の各種給付金	●			●
⑪ 日本学生支援機構の奨学金（給付型） ※3	●			●
⑫ 母子家庭高等職業訓練促進給付金 及び 父子家庭高等職業訓練促進給付金 ※3	●			●
⑬ その他民間の各種資金	●			●

※1 高等教育の修学支援新制度との併用について

- ・学則に定める授業料、入学金から個々の減免額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合のみ、保育士修学資金の申込が可能です。従って、申込時に減免額が確定している必要があります。申込する場合は「修学費用状況証明書」に減免額等をご記入ください。
- ・減免後の自己負担分と他の修学費用について保育士修学資金の上限額の範囲内で貸付可能です。ただし、入学金の自己負担額を入学準備金の上限額（20万円）内で、授業料の自己負担額、授業料・入学金以外の修学費用と就職活動に必要な経費については、修学資金等の上限額（月額5万円・就職準備金20万円）内で貸付可能です。

※2 申込時点で契約終了（返還完了または免除完了）している場合は申込可能

※3 生活費加算の申込みは不可

※4 修学費用からの控除が必要ということは、併用して借り入れた際の総額が修学費用（学費等）の総額を上回らない範囲内で貸付けるということです。①については「修学費用状況証明書」の項目1、②～④については項目2（1）に記入します。本修学資金の申込後に他の奨学金等の減額・辞退等を予定している場合には、その内容（減額・辞退後の金額等）を2（2）に記入してください。減額・辞退することを条件に本修学資金の可否を決定し、減額・辞退等の決定を確認して本修学資金の貸付金を交付します。なお、辞退・減額とも一度受け取った借入金を返済することではなく、まだ受け取っていない借入予定金額を取りやめる、減らすということです。

3 保育士業務への従事期間について

- ①詳細は1ページの「3 返還免除」をご参照ください。
- ②保育士登録後、免除の対象になる従事を開始した日の属する月から返還免除要件の業務従事期間として算定します。
- ③非常勤職員として勤務する場合、1年あたり180日以上勤務する必要がありますが、1日あたりの勤務時間数は問いません。
- ④免除の対象になる従事期間中に出産休暇・育児休業を取得する場合や、疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合で病気休職等を取得する場合は、その間返還猶予を受けることが可能ですが、ただし、その間を免除のための業務従事期間として算定することはできません。

従事先施設等一覧

※免除のための従事期間として認められる従事先施設種別は以下の通りです。また、保育士業務に従事する必要があります。

区域	法令・通知等	施設等種別
全国		国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設 脊体不自由児施設「整肢療護園」 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
児童福祉法	第6条の2の2第2項に規定 第6条の2の2第4項に規定 第7条に規定 第12条の4に規定 第18条の6に規定 第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、法34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの 第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの 第6条の3第13項 第6条の3第2項 第6条の3第7項	児童発達支援（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設） 放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設） 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（認可保育所） 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童相談所に設置される児童を一時保護する施設 指定保育士養成施設 ア) 第59条の2の規定により届け出をした施設（認証保育所、認可外保育所） イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第116条に定める両立支援等助成金の事業所内保育施設コース助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 病児保育事業 放課後児童健全育成事業（学童保育） 一時預かり事業
学校教育法	第1条に規定	教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ※補足要件：①～③をすべて満たすこと⇒ ①一時預かり事業（幼稚園型）または私学助成による預かり保育に該当、②週5日、年間200日以上実施、③教育時間前後に4時間以上実施 令和6年度末までに「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に決める基準に該当する施設 第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に規定	第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に決める基準に該当する施設 企業主導型保育事業

(生活費加算額資料)

生活保護制度における級地区分および生活扶助基準額(第1類)

《確認の仕方》

- ①【級地区分一覧】で申込者の貸付申請時の居住地がどの級地区分に該当するか確認してください。
- ②【生活扶助基準額一覧】で該当する級地区分および貸付申請時の年齢に対応する額を確認してください。
- ③生活費加算は1,000円未満は切り捨てとなります。
(例)生活扶助基準額46,930円の場合→生活費加算額46,000円

◆生活扶助基準額一覧◆

(単位…円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
0～2	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
3～5	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
6～11	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
12～17	49,270	47,790	45,820	43,850	43,360	40,900
18～19	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
20～40	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
41～59	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
60～64	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
65～69	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
70～74	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
75～	39,890	38,690	37,100	35,500	35,100	33,110

◆級地区分一覧◆

※この一覧表がない場合は、東京都福祉人材センターまでお問合せください。

級地	東京都		神奈川	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
1級地－1	区の存する地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市	東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稻城市 西東京市	横浜市 川崎市 鎌倉市 藤沢市 逗子市 大和市 三浦郡葉山町	川口市 さいたま市

級地	東京都	神奈川	千葉県	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
1級地－2	青梅市 武蔵村山市	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 三浦市 秦野市 厚木市 座間市	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市	所沢市 蕨市 戸田市 朝霞市 和光市 新座市

級地	東京都	神奈川	千葉県	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
2級地－1	羽村市 あきる野市 西多摩郡瑞穂町	伊勢原市 海老名市 南足柄市 綾瀬市 高座郡寒川町 中郡大磯町 中郡二宮町 足柄上郡大井町 足柄上郡松田町 足柄上郡開成町 足柄下郡箱根町 足柄下郡真鶴町 足柄下郡湯河原町	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市	川越市 熊谷市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士見市 三郷市 ふじみ野市 入間郡三芳町

級地	東京都	神奈川	千葉県	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
2級地－2	該当なし			

級地	東京都	神奈川	千葉県	埼玉県	
	市町村	市町村	市町村	市町村	
3級地－1	西多摩郡日の出町 西多摩郡檜原村 西多摩郡奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御藏島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	足柄上郡中井町 足柄上郡山北町 愛甲郡愛川町 愛甲郡清川村	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 白井市 匝瑳市 香取市 印旛郡酒々井町	行田市 秩父市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市	吉川市 白岡市 北足立郡伊奈町 入間郡毛呂山町 入間郡越生町 比企郡嵐山町 比企郡小川町 比企郡鳩山町 南埼玉郡宮代町 北葛飾郡松伏町 北葛飾郡杉戸町

級地	東京都	神奈川	千葉県	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
3級地－2	上記に掲げた以外の市町村			

記入例 表面

修学生番号
(東社協記入) H

東京都社会福祉協議会 保育士修学資金 貸付申込書

養成施設	東京保育人材専門学校		学科・課程	保育学科
入学年月	2024年4月入学〔申込年度1年〕		卒業年月(予定)	2026年3月卒業予定
申込人	フリガナ	トウキョウ ハナコ		
	氏名	東京 花子		
	住所	〒123-4567 東京都千代田区飯田橋3-10		
	電話(自宅)	03(1234)5678	携帯電話	090-XXXX-578
	生年月日	(西暦) 2006年12月1日 (18歳) (和暦) □ 昭和 □ 平成 18年		
親権者等 記載が未 必要 の場合は 申込者 法定代理 人の場合	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話(自宅)	()	携帯電話	()
	生年月日	(西暦) 年月日 (歳) (和暦) □ 昭和 □ 平成 年		
	職業	年収		
連帯保証人 の場合は 親権者 法定代理 人の場合	フリガナ	トウキョウ シンジロウ		
	氏名	東京 信次郎		
	住所	〒123-4567 東京都千代田区飯田橋3-10		
	電話(自宅)	03(1234)5678	携帯電話	090-XXXX-5678
	生年月日	(西暦) 1978年2月2日 (47歳) (和暦) □ 昭和 □ 平成 52年		
	本人との関係	父		
	勤務先	(名称) 東京株式会社 (住所) 〒222-2222 東京都千代田区飯田橋2-2		(電話) 03(2222)2222
	職業	会社員	年収	500万円
連帯保証人 の場合は 親権者 法定代理 人の場合	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話(自宅)	()	携帯電話	()
	生年月日	(西暦) 年月日 (歳) (和暦) □ 昭和 □ 平成 年		
	本人との関係			
	勤務先	(名称) (住所) 〒		(電話)
	職業	年収		

* 申込者が未成年の場合は、親権者等法定代理人の欄にご記入ください。成年者の場合は必要ありません。

* 連帯保証人が2名となる場合のみ連帯保証人欄の下欄にご記入ください。1名の場合は必要ありません。

* 本修学資金の他の修学生の連帯保証人になっている方は、申込者の連帯保証人になることはできません。

* 年齢は申込締切日時点でご記入ください。

記入例 裏面

修学費用(A)	修学期間	2024年4月～2026年3月(24か月)
	<p>◆「修学費用状況証明書」の3に記入した金額をご記入ください。 ⇒ <input type="text"/> 円</p> <p>※「修学費用状況証明書」は全員提出が必要です。養成校と確認して作成してください。</p> <p>※下記「修学資金(B)」欄の①の金額は、減免や他の奨学金の利用がない場合は本制度の上限額以内、減免や他の奨学金の利用がある場合は上限額以内かつこの欄の金額の範囲内になります。</p> <p>※下記「修学資金(B)」欄の「入学準備金」の金額は、入学金に減免がある場合は、上限額以内かつ減免後の入学金額の範囲内になります。</p>	

生活費加算は貸付申込み締切日

修学資金(B)	借入希望期間		2024年4月～2026年3月(24か月)	※生活費加算希望者のみ記入													
	生活費 加算	借入希望期間	2024年7月～2026年3月(21か月)														
		居住地	東京 都道府県 千代田 区市町村														
		級地区分	1級地の1														
		月額加算額*	43,000円 × 21か月														
合計	(1)	1,600,000円	(2)	946,000円													
借入希望総額		(1)+(2)	2,546,000円	生活費加算額資料の基準額の1,000円未満を切捨てた金額を記入してください。													
※生活費 加算希 望者の み記入		<p>◆添付した証明書類に○をつけ、必要事項を記入して下さい。(条文が該当しない場合生活費加算の申込はできません。)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>生活保護受給証明書</td> <td>※貸付決定後、廃止または世帯分離の確認を行います。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>非課税証明書</td> <td>□証明書に根拠条文が明記されている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国民年金保険料関係証明書類</td> <td>☑条文が明記された証明書は発行できないが下記のとおり確認した 確認先[機関名: 千代田区役所納税課 担当者名: サトウ様] 根拠条文[地方税 法 295 条 / 項]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国民健康保険料関係証明書類</td> <td></td> </tr> </table>					生活保護受給証明書	※貸付決定後、廃止または世帯分離の確認を行います。	<input checked="" type="checkbox"/>	非課税証明書	□証明書に根拠条文が明記されている		国民年金保険料関係証明書類	☑条文が明記された証明書は発行できないが下記のとおり確認した 確認先[機関名: 千代田区役所納税課 担当者名: サトウ様] 根拠条文[地方税 法 295 条 / 項]		国民健康保険料関係証明書類	
	生活保護受給証明書	※貸付決定後、廃止または世帯分離の確認を行います。															
<input checked="" type="checkbox"/>	非課税証明書	□証明書に根拠条文が明記されている															
	国民年金保険料関係証明書類	☑条文が明記された証明書は発行できないが下記のとおり確認した 確認先[機関名: 千代田区役所納税課 担当者名: サトウ様] 根拠条文[地方税 法 295 条 / 項]															
	国民健康保険料関係証明書類																

「前年の収入金額」欄は必ず全員記入してください↓

生計を一にする家族の状況	氏名		続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	前年の収入金額
	1	東京 花子					本人
	2	東京 信次郎	父	47	会社	源泉徴収票の「支払金額」欄、確定申告書第一表「収入金額等」欄の合計金額を記入。	3,000,000円
	3	東京 保子	母	46	主婦		0円
	4	東京 太郎	弟	16	高校		0円
	5					同居・別居	円
						収入金額合計	3,000,000円
	家庭の状況等						父は数年前から病気のためフルタイムで就業することができません。母も持病があり就業できません。弟も高校在学中で学費がかさみ、私自身の学費と生活費を捻出することが困難な状況です。

2024年6月25日

東京都社会福祉協議会会长様

私は「貸付申込みのしおり」を確認し、要件に該当するので、上記のとおり貸付を申込みます。
養成施設卒業後、返還免除の対象になるよう東京都内で保育士業務に従事することを目指しますが、返還が必要になった場合は貴会の指示に従い遅滞なく手続きの上借入金額を返還します。

申込者氏名（自署） 東京 花子



(申込者が未成年者の場合、法定代理人の同意が必要となります。)

上記の貸付申込みについて、同意します。

それぞれ自筆で署名・押印してください。シャチハタは、
使用しないこと。（連保人は署名・押印不要です。）

親権者等法定代理人 氏名（自署）

印

個人情報の取扱いについて

東京都社会福祉協議会 保育士修学資金貸付等事業

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等関係法令にもとづき、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 個人情報保護規程を定めています。保育士修学資金貸付等事業（以下「本事業」という。）においても規程に則って下記のとおり運用していますのでお知らせします。

1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、本事業の利用状況について正確に把握し、適切に行うことの目的として個人情報を提供・利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の事業担当者が利用することを原則とします。ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の関係機関(者)との間で個人情報を提供・収集し又は共有することがあります。

① 保育士養成施設

貸付の適確性を判断するために、利用者が在学する保育士養成施設より利用者の学業成績等の提供を受けます。また、交付・返還を円滑に行うため、利用者の在学状況や卒業後の就労先等の情報の提供を受けます。

② 指定施設等

申込、返還猶予や返還免除の要件に関わる適否を確認するため、利用者の就労先の指定施設等より、利用者の就労状況に関する情報の提供を受けます。

③ 東京都

本事業に関する事業の実施状況等の報告のため、個人情報を共有します。

④ 区市町村行政等の機関

申込み内容等の事実確認のため、利用者等の情報について住所地・居住地等の区市町村等へ提供し又は照会をすることがあります。

また、転居した場合の事実確認等のために、転入出先区市町村への個人情報の提供又は照会をすることがあります。

⑤ 各種金融機関

利用者が貸付金の交付及び返還金の口座振替・払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4 個人情報の事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集・取得した個人情報については、本人の同意なく、事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、以下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、予め同意を得ることなく事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

① 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合

② 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合

③ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 業者委託について

本会は、本事業に係る情報システムの保守及び帳票発行、発送業務、返還金引落業務等について、外部の事業者に委託することができます。この場合、事業者に対し必要かつ適切な監督を行います。

6 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び本事業に係る情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

7 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

※本会個人情報保護規程は本会ホームページ (<https://www.tcsw.tvac.or.jp>) に全文掲載しています。